

平成 20 年度

精神保健福祉センター所報

(第 3 2 集)

熊本県精神保健福祉センター

目 次

センター施設等概要

1. 業務	1
2. 沿革	1
3. 歴代所長	1
4. 施設の概要	2
5. 職員の構成	2
6. 歳入歳出決算状況	2
7. センター条例 抜粋	3

センター業務概要

1. 企画立案	4
2. 技術指導及び技術援助	5
3. 教育研修	9
4. 普及啓発	15
5. 調査研究	18
6. 精神保健福祉相談及び診療	19
7. 組織育成	24
8. 精神障害者の社会復帰に関する事業	27
9. アルコール関連問題対策事業	31
10. 思春期精神保健対策事業	34
11. DV対策支援事業	37
12. 心の健康づくり推進事業	38
13. 薬物関連問題対策事業	39
14. 自殺対策推進事業	40
15. 精神医療審査会	42
16. 自立支援医療及び精神障害者保健福祉手帳判定会	43

学会・研究会活動報告

1. 熊本アルコール関連問題学会	44
2. 熊本精神科リハビリテーション研究会	45

< 資 料 >

精神保健福祉センター運営要領	48
----------------	----

センター施設等概要

1 業務

精神保健福祉センターは、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、知識の普及を図り、調査研究を行い、並びに相談及び指導のうち複雑困難なものを行うと共に、精神医療審査会の事務並びに法第45条第1項の申請に対する決定及び障害者自立支援法第52条第1項の支給認定に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするもの等を行う施設である。（「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」平成18年法律第94号）

「精神保健福祉センター運営要領」（平成18年12月22日障発第1222003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づく精神保健福祉センターの目標は、地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助に至るまでの広範囲にわたるとされ、以下の業務を行っている。

- 1) 企画立案
- 2) 技術指導及び技術援助
- 3) 教育研修
- 4) 普及啓発
- 5) 調査研究
- 6) 精神保健福祉相談及び診療
- 7) 組織育成
- 8) 精神障害者の社会復帰に関する事業
- 9) アルコール関連問題対策事業
- 10) 思春期精神保健対策事業
- 11) 心の健康づくり推進事業
- 12) 薬物関連問題対策事業
- 13) 精神医療審査会の審査に関する事務
- 14) 自立支援法医療費判定及び精神障害者保健福祉手帳の判定

2 沿革

昭和38年10月17日	熊本県精神衛生相談所開設（県中央保健所内）
昭和46年9月30日	熊本県精神衛生センター設置条例制定（条例第60号）
昭和47年4月1日	熊本市水道町9番16号の現在地に新築、開設
昭和47年6月17日	保険医療機関として指定（熊公197）
昭和56年2月5日	3階増築工事竣工（教育研修部門）
平成元年4月1日	熊本県精神保健センターに名称変更
平成7年7月1日	熊本県精神保健福祉センターに名称変更

3 歴代所長

初代	藤田 英介	昭和47年4月	～	昭和50年3月
二代	有働 信昭	昭和50年4月	～	昭和54年3月
三代	南 龍一	昭和54年4月	～	平成5年3月
四代	児玉 修	平成5年4月	～	平成9年3月
五代	中田 榮治	平成9年4月	～	平成12年3月
六代	舩井 幸輔	平成12年4月	～	平成15年3月
七代	中島 央	平成15年4月	～	

4 施設の概要

位置	熊本市水道町9番16号
名称	熊本県精神保健福祉センター
敷地	489.68㎡
建物 (鉄筋コンクリート)	
1階	249.54㎡
2階	266.31㎡
3階	265.53㎡
延	781.38㎡

電話 096-359-6401 (業務用) 096-356-3629 (相談用)
 FAX 096-359-6494 郵便番号 〒860-0844
 < ホームページ >
 URL <http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/36>
 メールアドレス seishinhose@pref.kumamoto.lg.jp

5 職員の構成

平成21年3月末日現在

区分	医師	事務	臨床 心理士	保健師	電話 相談員	酒害 相談員	生活 指導員	計
職員(常勤)	1	6	1	2				10
非常勤嘱託	10		3		5	1	2	21
計	11	6	4	2	5	1	2	31

6 歳入歳出決算状況

(1) 歳入	1,833,669円
使用料及び手数料	1,771,370円
諸収入	62,299円
(2) 歳出	

(単位:円)

科目	決算額	内 訳		備 考
		衛生費	民生費	
(項)		公衆衛生費	社会福祉費他	
(目)		精神保健費、保健所費、薬務費	社会福祉総務費、 社会福祉施設費他	
(計)	36,934,857	36,628,011	306,846	
報 酬	10,969,594	10,969,594	-	非常勤21名、委員13名分
共 済 費	524,460	466,935	57,525	生活指導員2名、再任用 1名分
報 償 費	1,058,000	1,058,000	-	研修会講師謝金
旅 費	1,386,949	1,207,628	179,321	普通旅費及び費用弁償
需 用 費	2,634,803	2,582,803	52,000	庁舎維持費、消耗品等
役 務 費	18,936,593	18,936,593	-	電話代、郵便料、文書料等
委 託 料	829,152	829,152	-	庁舎清掃委託料等
使用料及び賃借料	431,306	431,306	-	各種機器リース料、施設使用料
負担金、補助及び交付金	164,000	146,000	18,000	熊本県精神科病院協会費等

7 熊本県精神保健福祉センター条例（最終改正：平成19年3月16日）

昭和46年9月30日
熊本県条例第60号

熊本県精神保健福祉センター設置条例をここに公布する。

熊本県精神保健福祉センター設置条例

（設置）

第1条 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及、調査研究、相談及び指導を行うため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条の規定に基づき、熊本県精神保健福祉センター（以下「精神保健福祉センター」という。）を熊本市に置く。

（組織）

第2条 精神保健福祉センターに、所長及び必要な職員を置く。

（所長）

第3条 （略）

（使用料）

第4条 診療を受ける者及び検査を依頼する者は、その都度使用料を納めなければならない。

2 前項の使用料の額は、診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）第1号及び第2号の規定により算定した額とする。

3 既納の使用料は、返還しない。

（使用料の減免）

第5条 （略）

（雑則）

第6条 （略）

（参 考）

熊本県手数料条例（平成12年3月23日公布、熊本県条例第9号）第2条に定める手数料の額

641	熊本県精神保健福祉センターによる診断書の交付	手数料	1通につき	760円
642	熊本県精神保健福祉センターによる証明書の交付	手数料	1通につき	600円
				*（平成18年4月1日現在）

センター業務概要

1. 企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、熊本県の健康福祉部及び関係諸機関に対し、専門的な立場から、社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等をする。

1 熊本県精神保健福祉審議会（所長は行政関係委員）

No.	期 日	審 議 等 内 容	参加委員
1	2 . 3	本県における精神保健福祉施策の状況 精神保健福祉センターの移転について	1 3

2 熊本県精神科救急医療システム連絡調整委員会

精神障害者の地域医療の充実と社会復帰の促進を図るため、熊本県の精神科救急医療システムのあり方について、平成8年度から検討が重ねられ、熊本県精神科病院協会に委託して、平成10年1月1日より稼働している。

精神科救急医療システムの円滑かつ適正な運営を図るために、平成9年度より設置。健康福祉部障がい者支援総室主管。

No.	期 日	協 議 等 内 容	参加委員
1	3 . 1 9	平成19、20年度のシステム整備事業の実績 精神科病院と総合病院の連携について 精神科救急情報センターについて	1 7

3 熊本県精神障害者社会復帰施設利用審査会

「熊本県あかねの里」（熊本県設置、熊本県精神科病院協会運営委託）（生活訓練施設、福祉ホーム、通所授産施設、地域生活支援センターの総称）の利用者の審査等に委員として参加。健康福祉部障がい者支援総室主管。

平成20年度は、延べ8回の審査会に参加。

2. 技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から積極的な技術指導及び技術援助を行っている。

活動実績（厚生労働省報告例による）

業 務 事 業 名	技 術 指 導 ・ 技 術 援 助				
	個別ケース処遇			関係機関事業	
	来 所 件 数 (回)	電 話 等 件 数 (回)	検 討 会 件 数	来 所 等 回 数	出 張 分 回 数
一 般 事 業	1		1	19	26
特定相 談事業	1		2		7
思 春 期 ア ル コ ー ル					
薬 物					1
社会復帰促進事業	1		9		12
心の健康づくり推進事業	2		12		74
老人精神保健 ひきこもり	1				1
合 計	6	0	24	19	121
		30		140	

1 個別ケースの処遇についての技術指導・援助（延べ件数）

医療施設等の個別のケースについて、関係機関に対し、技術指導・援助した件数を各区分ごとに計上。

	技 術 指 導 ・ 援 助（個別ケース分）（延 べ 件 数）								
	一般	思春期	アルコール	薬物	社会復帰	心の健康 づくり	老人精神 保健	ひきこもり	計
保 健 所	1	1			8	1			11
市 町 村								1	1
福祉事務所									0
医 療 施 設	8				2	25			35
介護老人保健施設									0
社会復帰施設					9				9
社会福祉施設	1	1				1			3
教育関係機関	12	6				41			59
そ の 他	28	2		1	3	17		1	52
計	50	10	0	1	22	85	0	2	170

2 関係機関の事業等への技術指導・援助（出張分）

（1）保健所

No.	保健所名	期 日	事 業 名 等	指導事業	指導等内容	参加数
1	山 鹿	8 . 8	精神事例検討会	一 般	会 議・ 会 助 言	1 9
2	宇 城	9 . 3	地域移行支援会議	社会復帰	会 議・ 会 助 言	2 2
3	宇 城	1 1 . 1 9	地域移行支援会議	社会復帰	会 議・ 会 助 言	2 2
4	有 明	1 2 . 2	地域移行支援会議	社会復帰	会 議・ 会 助 言	1 9
5	山 鹿	1 2 . 2	地域移行支援会議	社会復帰	会 議・ 会 助 言	2 0
6	天 草	1 2 . 1 8	地域連絡会議	一 般	会 議・ 会 助 言	2 0
7	有 明	2 . 1 3	地域移行支援会議	社会復帰	会 議・ 会 助 言	1 0
8	山 鹿	3 . 2	地域移行支援会議	社会復帰	会 議・ 会 助 言	1 5

（2）市町村

No.	市町村名	期 日	事 業 名 等	指導事業	指導等内容	参加数
1	熊本市	1 . 1 4	ひきこもり家族教室	ひきこもり	講 義	7

（3）医療機関

No.	医療機関名	参加回数	事 業 名 等	指導事業	指導等内容	参加数
1	日本精神科看護技術協会	1 回	看護補助者研修	一 般	講 義	5 0
2	菊池病院	1 回	倫理委員会	一 般	助 言	1 0
3	県医師会	3 回	高次脳機能障害検討委員会	一 般	助言等	5 0
4	こころの医療センター	2 2 回	心理職員研修	心の健康づくり	講 義	1 1 0
5	ニキハーティホスピタル	1 回	実習生研修支援	心の健康づくり	学習指導	3

（4）社会福祉施設

No.	施設名	参加回数	事 業 名 等	指導事業	指導等内容	参加数
1	人吉市社会福祉協議会	1 回	人吉市民生児童委員協議会研修	心の健康づくり	講 義	4 0

(5) 教育関係機関

No.	教育関係機関	回数	事業名等	指導事業	指導等内容	参加数
1	熊本大学教育学部	13回	養護教諭養成課程講義	一般	講義	520
2	ルーテル大学	11回	精神保健福祉学講義	一般	講義	440
3	熊本大学教育学部大学院	4回	精神医学講義	一般	講義	12
4	高校教育研究会	1回	看護部会研修会	思春期	講師	50
5	氷川高校	1回	P T A 研修会	思春期	講師	20
6	県教員委員会	2回	不登校等対策委員会	思春期	助言	25
7	県教育研修センター	1回	高校校長新任研修	心の健康づくり	講師	15

(6) その他

No.	関係機関名	回数	事業名等	指導事業	指導等内容	参加数
1	県人権センター	1回	人権センター運営会議	一般	会議	20
2	県障がい者支援総室	18回	障害者自立支援法・認定調査関係等会議	一般	会議	430
3	県障がい者支援総室	3回	精神病院実地審査	一般	監査	-
4	熊本家庭裁判所	1回	調査官研修	思春期	講師	20
5	県福祉総合相談所	1回	職員研修	思春期	講師	10
6	県薬務課	1回	ダメ・ゼッタイ運動	薬物	会議	10
7	熊本公共職業安定所	1回	障害者雇用支援連絡会議	社会復帰	会議	5
8	熊本保護観察所	1回	保護司選考会	社会復帰	会議	5
9	学校保健会	1回	宇城こころの健康アドバイザー事業	心の健康づくり	助言	50
10	県警察本部	3回	職員のメンタルヘルス研修	心の健康づくり	講師	150
11	県労働雇用総室	1回	はたらく女性のキャリアアップ研修	心の健康づくり	講師	45
12	県労働雇用総室	1回	勤労青少年ホーム職員研修	心の健康づくり	講師	25
13	県社会福祉課	1回	生活保護ケースワーカー研修	心の健康づくり	講師	40
14	県消費者生活センター	3回	多重債務相談支援	心の健康づくり	助言・指導	4
15	県人権センター	1回	人権講義	心の健康づくり	講師	30
16	熊本県税事務所	1回	衛生委員会	心の健康づくり	会議	5
17	県消防学校	1回	惨事ストレス講義	心の健康づくり	講師	30
18	県総務事務センター	1回	職員メンタルヘルス研修会	心の健康づくり	講師	50

No.	関係機関名	回数	事業名等	指導事業	指導等内容	参加数
19	県社会福祉課	1回	生活保護担当新任ケースワーカー研修会	心の健康づくり	講師・技術指導	50
20	県福祉総合相談所	1回	衛生委員会	心の健康づくり	会議	5
21	県労働雇用総室	2回	若者自立支援ネットワーク	ひきこもり	会議	40
22	県消費者生活センター	1回	相談員研修	自殺対策	講師	20
23	県障がい者支援総室	1回	自殺対策連絡協議会	自殺対策	会議	40

3 . 教育研修

《センターが主催する研修体系図》



平成20年度 教育研修実施状況

当センターでは、毎年地域や職域において精神保健福祉に携わっている人や職員等に対し、種々の研修を行っている。研修内容は精神保健福祉に初めて携わる人から高度でかつ専門的な知識や技術の修得を目指す人まで幅広く、それぞれの目的に応じて参加できるように企画している。

(厚生労働省報告例による)

業 務		研修会(講習会)		
		事業毎集計		
事業名		件数	延日	延参加者
		(回)	数	数
一 般 事 業		2	3	157
特定相 談事業	思 春 期	1	3	229
	アルコール	2	2	57
薬 物				
社会復帰促進事業		3	3	132
心の健康づくり推進事業		5	9	439
合 計		13	20	1014

	研修会(講習会)	
	対象者毎集計	
	延件数	参加延人数
保 健 所	1	12
市 町 村	6	394
福祉事務所		
医療施設	2	112
介護老人保健施設		
社会復帰施設	1	62
社会福祉施設		
そ の 他	3	434
計	13	1014

1 地域精神保健福祉対策研修

(1) 地域精神保健福祉担当者研修会(開催場所:精神保健福祉センター)

期 日	内 容	講 師	参加人数
6.5 (木)	1 精神障がい者の地域支援 2 一般精神科病院における統合失調症のチーム医療 3 精神障がい者の理解 当事者の立場から	熊本大学医学部 医師 渡邊 雅文 明生病院 医師 趙 岳人 熊本県精神障害者団体連合会 会 長 徳山 大英	43
6.19 (火)	4 精神保健福祉法規と自殺対策について 5 発達障害と人格障害 6 精神障がい者及び家族への面接	熊本県精神保健福祉センター 所 長 中島 央 熊本県精神保健福祉センター 所 長 中島 央 熊本県精神保健福祉センター 臨床心理士 北 千恵	62

(2) 地域精神保健福祉担当者研修会(パート)(開催場所:精神保健福祉センター)

期 日	内 容	講 師	参加人数
3.10 (火)	ストレスマネジメントとうつ病 ケア	鹿児島大学大学院 臨床心理学研究科 教 授 松 木 繁	52

2 地域精神保健福祉専門技術研修

(1) 心理療法研修会（開催場所：精神保健福祉センター）
医療機関及び社会復帰施設の専門職職員を対象に、専門技術の向上を目的として実施した。

期 日	内 容	講 師	参加人数
3 . 1 3 (金)	「ナラティブセラピー について」 (理論及び演習)	神戸松蔭女子学院大学 / 大学院 坂本 真佐哉 准教授	5 8

(2) 精神障害者社会復帰施設等職員研修会

期 日	内 容	場 所	参加人員
2 . 1 9 (木)	自殺予防対策における多重債務者への支援について 熊本県青年司法書士会 中田 誠一 杉本 英一 熊本県における多重債務者問題の現状とその課題 - 相談事例を中心に - 消費者教育NPO法人お金の学校くまもと 徳村 美佳 自立支援法移行後の課題について 医療法人ましき会 アントニオ施設長 園田 烈 天草ポランの広場 ソーシャルワーカー 松尾 和治 友愛苑 施設長 松岡 開 グループワーク（情報交換）	精神保健福 祉センター	6 2 名

(3) アルコール・薬物関連問題専門研修会

期 日	内 容	講 師	参加人数
9 . 2 6 (金)	解決志向（ソリューションフォーカスト アプローチ）の基礎	熊本県精神保健福祉センター 所 長 中島 央	5 4

3 精神保健課題研修

(1) 思春期精神保健講座（開催場所：精神保健福祉センター）

期 日	内 容	講 師	参加人数
7.29 (火)	講座 「教師のメンタルヘルス」 講座 「不登校・ひきこもりを経験して ～ 青年期を迎えたご本人からのメッセー ジ」 講座 「思春期の子どもの精神医学 ～ 精神科医療現場で出会う子ども達～」	熊本県精神保健福祉センター 所長 精神科医 中島 央 不登校・ひきこもり経験者2名 熊本大学医学部附属病院 神経精神科 城野 匡	77
7.30 (水)	ワークショップ 「カウンセリングの理論と演習」 ワークショップ 「アサーション ～ 自分も相手も大切に自己表現」	熊本県精神保健福祉センター 所長 精神科医 中島 央 こころのサポートセンター ウイズ 波口 恵美子 西原 鈴代	77
7.31 (木)	事例検討	熊本県教育委員会スクールカウ ンセラー 臨床心理士 浦野 エイミ 上原クリニック 非常勤・臨床心理士向野 彰子 弓削病院 臨床心理士 高木 ひろみ 熊本県教育委員会スクールカウ ンセラー 臨床心理士 高野 浩美 熊本県立こころの医療センター 臨床心理士 山口 寿恵子 熊本県福祉総合相談所 心理判定係長 臨床心理士 園部博範 熊本県精神保健福祉センター 所長・精神科医 中島 央 主任主事・臨床心理士 北 千恵 嘱託・臨床心理士 徳永 成美 嘱託・臨床心理士 山口 祐子 生活指導員 田口 亜希子 生活指導員 吉井 梨紗	75
延参加者数			229

(2) アルコール依存症担当者合同ミーティング（開催場所：精神保健福祉センター）

原則として偶数月の第4木曜日の午後1時30分～4時にアルコール依存症院内合同ミーティングとアルコール依存症担当者合同ミーティングを開催している。まず、患者と担当者全員で患者の体験発表及び質疑応答、意見交換が行われる。その後、分科会として、患者のみの患者ミーティングと医療機関等の担当者による担当者合同ミーティングの2つに分かれる。担当者合同ミーティングは、体験発表や合同ミーティング運営等について意見を交わし、患者理解や断酒ミーティングの運営等について学習する場となっている。

No.	期 日	担当医療機関	内 容	参加人数
1	6.26	明生病院	体験発表等に対する意見交換及び情報交換	52
2	10.23	吉田病院	〃	69
3	12.25	菊陽病院	〃	91
延参加者数				212

4 心の健康づくり・普及啓発研修

(1) 心の健康づくり講座（電話カウンセラー等研修会）

心の健康づくり推進事業の一環として、電話相談にあたっているボランティアカウンセラーや、精神保健福祉ボランティア活動者に対し、研修会を実施した。

	期 日	開催場所	内 容	講 師	参加人数
1	6.30 (月)	当センター	講話 「トラウマ（心的外傷）について」	精神保健福祉センター 所 長 中島 央	79
2	8.6 (水)	熊本県庁	社会資源見学 熊本県人権センター	熊本県人権センター 参 事 星子 幸利	15
3	10.30 (木)	当センター	講話 「多重債務者の支援について」	熊本県青年司法書士会 司法書士 田島 賢治 司法書士 黒江 正志	52
4	12.12 (水)	熊本少年鑑別所	社会資源見学 熊本少年鑑別所	熊本少年鑑別所 所 長 十倉 利廣	9
5	2.12 (木)	当センター	講話 「DVについて」	精神保健福祉センター 臨床心理士 北 千恵	47
延参加者数					202

(2) 自殺対策推進事業

「自殺問題を考える」研修会

（開催場所；県立劇場大会議室）

県健康福祉部職員、市町村職員、医療機関職員、産業保健・各相談機関職員等を対象として、自殺予防の観点からリラクゼーション技法や様々なコーピング技法等を習得することを目的に研修会を開催した

期 日	内 容	講 師	参加人数
6月17日 (火) 10:00~ 16:00	講演と演習 「自殺予防のためのストレスマネジメント」	鹿児島大学大学院臨床心理学研究科 臨床心理学専攻 教授 松木 繁	59

自殺予防研修会・遺族支援に関する研修会

（開催場所；県民交流館 パレア、精神保健福祉センター等）

県健康福祉部職員、市町村職員、医療機関職員、産業保健・社会復帰施設他、各相談機関の職員等を対象に、自殺予防・遺族支援に必要な知識を習得することにより地域の自殺予防・遺族支援対策を推進することを目的として研修会を開催した。

期 日	内 容	講 師	参加人数
7月11日 (金) 14:00~ 17:00	講演 「遺族支援について」	熊本県こども総合療育センター 参 事 和田 登志子	15

期 日	内 容	講 師	参加人数
12月4日 (木) 13:00~16:00	講演 「自殺とその周辺問題 ～多重債務と依存症～」 「熊本県における多重債務相談対応 について」 「自殺に関する相談対応～各相談機 関の連携強化への取組～」	熊本県精神保健福祉センター 所 長 中島 央 熊本県消費生活センター 参 事 井上 知輝 消費者教育 NPO 法人お金の学校 くまもと 代表 徳村 美佳 長崎県こども・女性・障害者支援 センター 濱田 由香里	115
2月27日 (金) 13:30~16:30	講演と演習 「自死遺族（遺児）支援に求められるものとは」	NPO 法人自死遺族支援ネットワー ク Re 代表 山口 和浩	34
3月9日 (月) 13:30~16:30	講演と演習 「精神相談の進め方～自殺にまつわ る相談をめぐる～」	鹿児島大学大学院臨床心理学研究科 臨床心理学専攻 教授 松木 繁	29

4. 普及啓発

県規模で一般住民に対し、さまざまな媒体を通して精神保健福祉の知識、精神障害についての正しい知識、精神障害者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行っている。

活動実績（厚生労働省報告例による）

業 務 事 業 名		普及啓発 (講習会・座談会等)		
		件数	延日数	延参加者数
一 般 事 業				
特定相 談事業	思 春 期			
	アルコール	11	11	34
薬 物		6	6	24
社会復帰促進事業		6	6	43
心の健康づくり推進事業		26	26	83
老人精神保健				
ひきこもり		12	12	124
合 計		61	61	308

	普 及 啓 発				
	地域住民への 講習会等 (地域リーダー)	(再掲) 薬物関連 問題	精神障害者(家族)に 対する教室等	(再掲) 薬物関連 問題	地域住民と 精神障害者との 地域交流会
開催回数	0		61	6	0
延 人 員	0		308	24	0

1 普及啓発

(1) 地域住民、地域リーダー等への講習会等

No.	対 象	期 日	事 業 名	開催場所	啓発等内容	参加人数
	(該当なし)					

(2) 精神障害者(家族)に対する教室等 (開催場所：当センター)

事 業 名	対 象	期 日	参加人数	啓発等内容
アルコール 家族ミーティング	アルコール依存症者 の家族	4.18	2	情報提供
		5.16	1	体験発表
		6.20	4	
		7.18	3	
		8.15	5	
		9.19	4	
		10.17	3	
		11.21	2	

事業名	対象	期 日	参加人数	啓発等内容
(アルコール家族ミーティング続き)		12.19 1.16 2.20	5 2 3	
アルコール依存症 院内合同ミーティング	アルコール依存症で 入院中の患者	6.26 10.23 12.25	52 69 91	体験発表 意見交換
薬物依存家族教室	薬物依存症者の家族	5.23 7.25 9.26 11.28 1.23 3.27	7 3 3 8 0 3	講 話 意見交換
デイケア家族教室	当センターのデイケ ア利用者の家族	5.28 7.23 9.24 11.26 1.28 3.17	6 10 8 2 5 13	講 話 意見交換
ひきこもり 家族セミナー(偶数月) 家族ミーティング (奇数月)	ひきこもりの問題を 抱える家族と当事者 (セミナーのみ 当事者も参加)	4.16 5.21 6.18 7.16 8.20 9.17 10.15 11.19 12.17 1.21 2.18 3.18	16 6 12 6 14 6 16 7 16 6 9 5	講 話 情報提供 体験発表 意見交換
ひきこもりデイケア	ひきこもりの問題を 抱える本人	4.9 4.23 5.7 5.14 5.28 6.4 6.11 6.25 7.2 7.9 7.23 8.6	7 5 7 5 7 6 5 5 5 6 12 7	所内活動： ゲーム 歓談 おはなし会 創作活動 リラックス タイム 卓球など 所外活動： スポーツ 散歩

事業名	対象	期 日	参加人数	啓発等内容
(ひきこもりデイケア 続き)		8 . 2 7	4	花見
		9 . 3	6	初詣
		9 . 1 0	7	カフェ
		9 . 2 4	5	美術館
		1 0 . 1	8	一日旅行
		1 0 . 8	5	など
		1 0 . 2 2	4	
		1 1 . 5	8	
		1 1 . 1 2	6	
		1 1 . 2 6	6	
		1 2 . 3	7	
		1 2 . 1 0	4	
		1 2 . 2 4	6	
		1 . 7	4	
		1 . 1 4	4	
		1 . 2 8	6	
		2 . 4	5	
		2 . 2 5	4	
3 . 4	5			
3 . 1 1	2			
3 . 2 5	5			
自死遺族グループミー ティング	自死遺族の方	1 1 . 2 7	1	
		1 . 2 2	2	
		3 . 2 6	5	

2 リーフレット等の普及啓発資料の作成・配布

No.	発行日	普及啓発資料
1	6 . 1	精神保健福祉センター業務案内
2	6 . 1	大切な人を亡くした方へ(自死遺族向け)
3	1 2 . 1	精神保健福祉センター所報 第31集(平成19年度活動実績) *16年度からインターネット掲載とし、印刷物は発行はしていない。

3 精神保健福祉大会等の後援・協力等

期 日	主 催	名 称	会 場	参加人数
9 . 1 3	精神保健福祉協会	第46回熊本県精神保健福祉大会	熊本県立劇場	5 2 8

4 ビデオ等の貸し出し

当センターでは普及啓発の一環として、ビデオやパネルの貸し出しをしている。
本年度の貸し出し状況については、以下のとおり。

	種 目	利用件数(延べ)
ビデオ	一般精神保健福祉関係	26件
	アルコール関係	6件
	老人保健福祉関係	0件
	思春期保健福祉関係	2件
	薬物保健福祉関係	4件

5 . 調査研究

平成20年度研究業績概要

1. 学術論文等(1編)

中島 央 . エリクソンの催眠に関するひとつの推理 . 臨床心理学8巻5号 :641-645 , 2008 .

2. 学会・研修会(全国規模)発表(4編うち研修講師2編・シンポジスト2編)

中島 央 . 抑うつ・恐怖をめぐる「問い」(大会シンポジウム) . 日本ブリーフサイコセラピー学会第18回大会 . 岡山 . 2008 .

中島 央 . ブリーフセラピーと催眠 . 日本臨床催眠学会第21回研修会 . 東京 . 2008 .

中島 央 . ブリーフセラピーと催眠(大会シンポジウム) . 日本臨床催眠学会第10回学術大会 . 岐阜 . 2008 .

中島 央 . ブリーフ催眠へのいざない . 第12回福岡催眠療法研修会 . 福岡 . 2008 .

6 . 精神保健福祉相談及び診療

当センターでは、保健所並びに関係機関が取り扱った事例のうち、複雑又は困難なものの相談指導を実施し、適切な処置を行うが、この複雑困難な事例に限らず必要に応じて対応している。年齢層は高校生から高齢者まで幅広く、相談内容も多岐にわたっている。相談の形態は来所相談と電話相談に分けられるが、電話相談の場合はできるだけ来所を促し、時間をとって対応できるよう努めている。

1 相談等の概要

(1) 来所相談体制

相談スタッフは、センター職員5人及び非常勤職員13人(精神科医師10人、心理職3人)で対応している。職員は原則的にそれぞれ定まった曜日に相談を受けている。

相談は予約制をとっているが、緊急時の相談はこの限りでない。

(2) 電話相談体制

5人の電話相談専門の非常勤職員を配置し、専用の回線で受理。この他、職員も対応している。受付時間は9時から16時まで。

2 相談等の実人員について(厚生労働省報告例による)

業 務 事業名	精神保健福祉相談及び診療		
	来所相談・診療		電話相談
	実件数 (実人員)	延件数 (延人員)	延件数 (延人員)
一 般 事 業	71	133	358
特定相 談事業	思 春 期	58	149
	アルコール	9	11
薬 物	3	3	14
社会復帰促進事業	95	99	19
心の健康づくり推進事業	225	927	4,665
(老人精神保健)	3	3	44
合 計	464	1,325	5,480

(1) 新規の来所相談等受付経路

1) 経路

	関係機関	電話帳	知っていた	その他	不詳	計(人)
男	63	6	99	47	9	224
女	77	5	112	42	4	240
計	140	11	211	89	13	464

2) 関係機関内訳

	保健所	市町村	福祉事務所	医療施設	老人関係施設	社会復帰施設	社会福祉施設	教育関係機関	その他	計 (人)
男	63	6	99	47	7	0	0	0	2	224
女	77	5	112	42	4	0	0	0	0	240
計	140	11	211	89	11	0	0	0	2	464

(2) 来所相談の状況

	実人員 (新規)	(再掲) 相談								計 (人)
		延 人 員								
		一般	思春期	アルコール	薬物	社会復帰	心の健康づくり	老人精神保健		
男	224	73	80	8	2	48	327	0	538	
女	240	60	69	3	1	51	600	3	787	
計	464	133	149	11	3	99	927	3	1,325	

(3) 電話相談の状況

	電話相談 延 人 員
男	2,921
女	2,559
計	5,480

(注)

実人員(本年度中の相談を行った被指導等実人員を計上。前年度から引き続きの者を含む)
 新規来所者の受付経路は、主たる経路を示す。(重複なし)
 相談の延人員(1回の相談は主な相談内容毎に集計し、相談の延回数を延人員として計上)

3 新規来所相談者の分類

(1) 年齢の状況

年齢 性	0～5歳	6～12歳	13～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳～	計
男	0	0	45	69	49	36	13	12	224
女	0	1	28	61	63	43	25	19	240
計	0	1	73	130	112	79	38	31	464

(人)

(2) 住所地の管轄保健所

	熊本	有明	山鹿	菊池	阿蘇	御船	宇城	八代	水俣	人吉	天草	県外	計
男	156	6	4	12	2	6	20	2	2	2	4	8	224
女	159	6	3	25	4	5	11	7	3	2	4	11	240
計	315	12	7	37	6	11	31	9	5	4	8	19	464

(人)

(3) 月別の来所状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
男	58	27	19	19	20	12	14	11	11	10	11	12	224
女	79	28	23	12	13	20	17	11	10	12	8	7	240
計	137	55	42	31	33	32	31	22	21	22	19	19	464

(人)

(4) 医師の診断による分類 (ICD-10)

来所相談実人員のうち、医師の診断分類内訳

	診 断 分 類	男	女	計
F0	症状性を含む器質性精神障害	2	0	2
F1	精神作用物質による精神および行動の障害	6	1	7
F2	統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害	12	9	21
F3	気分(感情)障害	19	23	42
F4	神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害	10	16	26
F5	生理的障害および身体的要因による関連した行動症候群	3	5	8
F6	成人の人格および行動の障害	6	6	12
F7	精神遅滞	0	0	0
F8	心理的発達の障害	2	1	3
F9	小児期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害 および特定不能の精神障害	1	0	1
F10	その他、診断保留	0	0	0
	合 計	61	61	122

(人)

4 来所相談延人員の分類 (新規・継続)

(1) 月別の来所状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
男	65	48	47	45	49	44	46	34	45	35	38	42	538
女	91	70	77	58	53	70	70	60	68	66	52	52	787
計	156	118	124	103	102	114	116	94	113	101	90	94	1,325

(人)

(2) 主な相談内容

A	B	C	D	E	F	G	Z	計
精神障害 疾患の 相談	依存 ・ 食の 行動 問題	思 春 期 相 談	家 族 関 係 の 問 題	対 人 関 係 の 問 題	心 の 健 康 問 題	福 祉 社 会 復 帰 等	そ の 他	(件)
383	56	136	218	26	398	106	2	1,325

(3) 延べ処理状況

インテーク	助言指導	医学的指導	社会資源 紹介	保健医療 情報提供	その他	計
309	1267	453	36	18	611	2,694

5 電話相談

(1) 月別の延べ相談件数 (注) 1回の電話を1件の相談とする

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
新規	122	133	112	113	109	120	140	86	83	72	106	101	1,297
継続	378	405	385	327	302	348	362	321	322	316	331	386	4,183
計	500	538	497	440	411	468	502	407	405	388	437	487	5,480

(2) 新規相談：月別件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
男	49	54	46	47	36	49	57	26	38	26	55	48	531
女	73	79	66	66	73	71	83	60	45	46	51	53	766
計	122	133	112	113	109	120	140	86	83	72	106	101	1,297

(3) 新規相談：ケース年齢別

	～ 5歳	6～ 12歳	13～ 19歳	20～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60歳 ～	不明	計
男	0	3	116	102	92	70	52	48	48	531
女	0	13	82	136	160	110	101	98	66	766
計	0	16	193	238	252	180	153	146	114	1,297

(4) 新規相談：経路別

	関係機関からの紹介									電話帳	知って いた	その他	不詳	合計
	保健所	市町村	福祉 事務所	医療 機関	老人関 係施設	社会福 祉施設	教育関 係機関	その 他	小計					
男	11	10	5	45	0	10	16	31	128	19	112	125	147	531
女	7	15	2	56	1	8	22	46	157	36	162	187	224	766
計	18	25	7	101	1	18	38	77	285	55	274	312	371	1,297

(5) 新規相談：主たる相談内容別の件数

A 精神障害 患者の 相談	B 依存・ 食の 行動題	C 思春期 相談	D 家族 関係の 問題	E 対人 関係の 問題	F 心の 健康 問題	G 福祉・ 社会 復帰等	Z その他	計 (件)
504	118	109	129	64	174	175	24	1,297

(6) 新規相談：相談者別

相談者	本人	本人以外							計
		父	母	配偶者	子	兄弟姉妹 ・嫁	親戚	その他	
男	191	37	139	56	19	21	17	51	531
女	469	14	116	24	33	25	19	66	766
計	660	51	255	80	52	46	36	117	1,297

(7) 新規相談：相談区分別

	一般事業	思春期	アルコール	薬物	社会復帰	心の健康	老人精神	計
男	62	106	38	8	6	297	14	531
女	104	89	12	5	7	526	23	766
計	166	195	50	13	13	823	37	1,297

7. 組織育成

地域精神保健福祉活動の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が必要である。このため、センターは、家族会、患者会、社会復帰事業団体など都道府県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力する。

活動実績（厚生労働省報告例による）

業 務 事 業 名		組織育成 (支援)
		延件数
一 般 事 業		
特定相 談事業	思 春 期	
	ア ル コ ー ル	1 2
薬 物		3
社会復帰促進事業		1 1
心の健康づくり推進事業		8
ひ き こ も り		8
合 計		4 2

	組 織 育 成							計
	患者会	家族会	断酒会等	職 親 会	ボランテ ィア会	精神保健 福祉協会	そ の 他	
支 援 件 数	5	1 0	1 0			7	1 0	4 2

1 精神障害者家族会

熊本県精神障害者家族会連合会は、昭和46年9月に5つの病院家族会から出発した。平成2年7月には社団法人化されて「熊本県精神障害者福祉会連合会」となっている。

精神保健福祉センターは、家族会の主催する大会や研修会に参加し、必要に応じて情報の提供や助言を行い協力している。

No.	関係組織	期 日	関 係 事 業 等 名	育成・支援内容	参加者数
1	精神障害者 福祉連合会	6 . 2 0	第38回熊本県精神障害者家族大会	来賓 開催支援	6 0 0
2	〃	6月～9月	第15回ふれあいピック実行委員会等	実行委員等	延2 1 0
3	〃	1 1 . 2 8	第15回ふれあいピック	開催支援	1 , 4 0 0

2 当事者グループ

(1) 精神障害者グループ

近年、社会復帰施設や保健所のサロン等を核に自主的に活動を行っているが、当センターから直接的な支援は行っていない。

(2) 断酒会等

○熊本県断酒友の会・支部月例会・家族例会・院内ミーティング（精神科医療機関）に酒害相談員を派遣し、断酒会などの育成援助を行っている。

○AAは県下に5グループありミーティングを重ねている。当センターでは、オープンミーティングの時に講演や催物の案内を関係機関に知らせる等、組織の育成強化の援助を行っている。

No.	関係組織	期 日	関 係 事 業 等 名	育成・支援内容	参加者数
1	県断酒友の会	6 . 1	NPO 法人熊本県断酒友の会創立41周年記念大会	スピーチ	347
2	G A	11 . 2	第6回G A中国・四国・九州地域合同オープンスピーカーズミーティング	スピーチ	100
3	A A	9 . 28	A A熊本地区第18回オープンスピーカーズミーティング	スピーチ	100
4	アディクシ ョンフォーラム 実行委員会	6月～12 月まで1回 /月 7回	熊本アディクシオンフォーラム 実行委員会	事務局	延84
		11 . 30	第8回熊本アディクシオンフォーラム	助言、協力 開催支援	366

(3) DV被害者グループミーティング

DV被害者が暴力を受け続けることにより奪われた自尊心や主体性の回復を目的とし、被害者である女性が自分自身の生き方を見直し、少しずつ自分の力を取り戻し生きていけるよう支援するミーティングを平成16年4月から毎月2回(第1, 3木曜日)開催している。

平成20年度の参加者総数は、75名であった。

3 精神保健福祉ボランティア

精神障害者を地域で支えるため、精神保健福祉ボランティア養成講座を通じ、その人材確保に努めている。講座終了後、自主的なボランティアグループが結成され、保健所デイケア、共同作業所等でボランティア活動が展開されている。

4 精神保健福祉協会

No.	期 日	関係事業等名	育成・支援内容	参加者数
1	5 . 9	理事会	理事	12
2	5 . 27	総会	議長	25
3	6 . 30	三村記念基金審査会	委員	8
4	10 . 27	編集委員会	委員	4
5	1 . 20	財務委員会	財務委員	8
6	2 . 10	理事会	理事	11
7	3 . 24	総会	議長	27

5 その他

No.	関係組織	期 日	関 係 事 業 等 名	育成・支援内容	参加者数
1	熊本アルコール関連問題学会	6 . 1 1	平成20年度理事会	事務局運営	2 0
		1 2 . 6	第24回熊本アルコール関連問題学会	事務局運営	1 0 4
2	ダルクを支援する会	4 . 2 3	世話人会	会議出席	1 1
		1 0 . 2 2	世話人会	会議出席	1 1
		1 2 . 1 2	世話人会	会議出席	1 5
3	くまもと若者支援者連絡会	4 . 4	ひきこもりの若者の支援者連絡会	会議出席	7
		5 . 1 6	〃	〃	6
		7 . 1 8	〃	〃	6
		8 . 2 2	〃	〃	5
		1 0 . 2 6	「第2回ひきこもりを考える」講演会	講演会出席	6 0
		1 1 . 2 1	ひきこもりの若者の支援者連絡会	〃	1 2
		1 . 1 6	〃	〃	8
		2 . 2 0	〃	〃	8
4	熊本精神科リハビリテーション研究会	7 . 2 8	理事会	事務局運営	1 5
		1 1 . 1 5	研究会、講演会	講師	9 2

8 . 精神障害者の社会復帰に関する事業

1 . デイケア事業

昭和47年のセンター開設当初から、調査研究事業の一環として開始した。

デイケアでは、個別的な相談援助・指導を行うとともに話し合いやスポーツ、レクリエーション、SST(社会生活技能訓練)等のいろいろな集団活動を通して、対人関係の改善や自発性、協調性、持続性等の促進を図り、また基本的な生活習慣の確立、社会性の広がりなどをもたらすことで、社会生活適応への援助を行なっている。

(1) デイケア運営要領

)目的

精神障害者の個別的な問題を整理し、社会生活の適応性(協調性、持続性、生産性、自立性など)を高めるために、個人指導、援助、集団指導、社会活動を計画的に行い、社会復帰を促すものである。

)対象者

精神保健福祉法上の規定による精神障害者で、社会復帰をめざしており、原則として通院治療を受けている者。

)実施方法

計画的にプログラムを編成して実施する。(月・木・金)

通所者が自主的に活動して利用する。(火)

)利用期間

メンバーシップ制とし、有効期限を年度末日とする。(メンバーズカード発行)

必要に応じて継続することができるが、年度毎に所定の手続きを必要とする。

(2) 平成20年度実施状況

平成20年度の実施状況は以下のとおりである。

デイケア開催日数は171日で延べ通所者数は3,389人、一日平均の通所者数は、19.8人であった。

必要に応じて継続することができる。

(3) 通所者の状況

表1 デイケア通所者

区分	実人員	延人員
男	32	1,334
女	46	2,055
合計	78	3,389

(人)

* デイケア通所者には、見学者の人員数を除く

* 新規利用者；当センターのデイケアを初めて利用する者(見学者の人員数含む)

表2 プログラムの参加状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
プログラム開催日数(日)	13	16	17	15	11	15	17	14	13	13	16	11	171
プログラム回数(回)	24	30	33	28	20	28	32	25	22	25	30	21	318
参加者実人数(人)	44	50	46	41	43	48	46	48	52	42	34	35	84
*見学・新規通所者(人)	0	3	5	2	5	2	2	2	0	5	5	0	31
通所者延人数(人)	267	340	357	302	222	341	367	262	245	233	267	186	3,389
通所者数平均(人/日)	20.5	21.3	21.0	20.1	20.2	22.7	21.6	18.7	18.8	17.9	16.7	16.9	19.8

(4)新規利用者

表1 新規利用者の年代別

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	合計
男	1	3	2	3	1	0	10
女	2	7	4	6	2	0	21
合計	3	10	6	9	3	0	31

(人)

表2 新規利用者の来所経路

来所経路	実人員	詳細
主治医の紹介	23	
その他	8	知人の紹介、保健福祉センター紹介

(人)

(5) 週間プログラムの基本型

		月	火	木	金
9:30 9:50		朝のつどい	朝のつどい	朝のつどい	朝のつどい
		ラジオ体操	ラジオ体操	ラジオ体操	ラジオ体操
10:00		コミュニケーション教室 (SST・アサーション/隔週)	自主活動 粘土こねこね、絵画 ペーパーフラワー ぬり絵、文集など にじいる (認知行動療法/隔週)	レクリエーション 巨大双六、連想ゲーム、室内 スポーツ など	生活教室 /料理 (最終週)大掃除 茶話会/月の反省
12:00		昼 食	昼 食	昼 食	昼 食
13:00		心の健康作り /話し合い リラックスタイム 翌月の プログラム作りなど	自主活動	趣味・教養 読書、書道、音楽鑑賞、 茶道など	スポーツ バドミントン、ミニバレー、 ゲートボールなど
14:30		ミーティング・ 掃除	ミーティング・ 掃除	ミーティング・ 掃除	ミーティング・ 掃除
15:30					
16:00		(退 所)	(退 所)	(退 所)	(退 所)
スタッフ		生活指導員 2 人 保健師 1 人	生活指導員 2 人 保健師 1 人	生活指導員 1 人 保健師 1 人	生活指導員 2 人 保健師 1 人

生活技能訓練 (SST)

社会生活において他者とのコミュニケーションのとり方が不得手な統合失調症を中心とした精神障害者に対し、実生活上の具体的な対人接触のトレーニングを行なうことで、生活技能を高めることを通じて再発の防止を図り、生活の質を高めることを目的としたもの。

< 特別プログラム >

平成 20 年	5 月 9 日	歓迎遠足 (水前寺公園)	18 人参加
	11 月 20 日	一日旅行 (宇城市なごみ温泉)	18 人参加
	12 月 19 日	クリスマス会・誕生会	25 人参加
平成 21 年	3 月 19 日	お花見	26 人参加

(6)関係機関職員、学生等への研修・実習の場面提供(再掲)

平成20年度中のデイケア研修・実習者は以下のとおりである。

研修者・実習者	実人数	実日数	備考
熊本大学大学院教育学研究科学校教育専攻	2	8	
九州環境福祉医療専門学校学生	3	20	2グループ
熊本大学医学部保健学科学生	8	2	2グループ
熊本保健科学大学	10	2	
熊本学園大学	15	1	
合計	38人	33日	

2 精神障害者福祉推進ネットワーク事業

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の施行により、県下の精神障害者社会復帰施設等も徐々に整備されつつある。これらの関係施設の利用者の自立及び社会参加をいっそう援助するため、平成10年度より関係施設職員に対し、精神保健福祉に関する知識と技術の向上を目的に、研修会を開催している。

(1)精神障害者社会復帰施設等職員研修会(「**教育研修**」の項に研修内容を掲示)

9. アルコール関連問題対策事業

『精神保健福祉センターにおける特定相談指導事業実施要領』の「 . アルコール関連問題に関する相談指導等」に基づき、地域精神保健福祉業務の一環としてアルコール関連問題に関する知識の普及や相談指導等、総合的な対策を実施している。

1 事業の内容

- (1) アルコール関連問題相談
- (2) アルコール(薬物)関連問題対策懇話会
- (3) アルコール依存症者院内合同ミーティング
- (4) アルコール依存症者スタッフミーティング
- (5) アルコール家族ミーティング
- (6) 酒害相談員活動

2 事業実績

(1) アルコール関連問題相談指導

アルコール依存者・家族及び関係者からの相談を受けており、相談件数は、下記のとおりである。

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
来 所	新 来	0	1	1	1	2	0	0	0	2	1	1	0	9
	再 来	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	2
	小 計	0	1	1	1	2	1	0	0	3	1	1	0	11
電 話	新 規	4	6	6	4	3	2	5	3	7	3	4	3	50
	継 続	0	2	3	1	0	0	0	2	2	1	1	1	13
	小 計	4	8	9	5	3	2	5	5	9	4	5	4	63
合 計		4	9	10	6	5	3	5	5	12	5	6	4	74

(2) アルコール(薬物)関連問題対策懇話会

アルコール関連問題に携わっている医療機関、法務司法、福祉、その他の関係機関の相互理解と連携を深め、事業を総合的に推進することを目的として開催している。本年度は研修会として実施。

期 日	内 容	講 師	参加人数
9.26 (金)	解決志向(ソリューションフォーカストアプローチ)の基礎	熊本県精神保健福祉センター 所長 中島 央	54

(3) アルコール依存症者院内合同ミーティング(「普及啓発」の項に詳細を掲示)

関係職員の研修、アルコール依存症者の学習の場として、各病院、保健所等に参加を呼びかけている。本年度は11機関の参加であった。

	6月	10月	12月	計
患者	30	44	64	138
職員	19	22	25	66
その他	3	3	2	8
計(人)	52	69	91	212

(4) アルコール依存症者スタッフミーティング(「教育研修」の項に詳細を掲示)

アルコール依存症の治療・指導にあたっている精神科医療機関関係職員の専門的な研修及び情報交換の場として原則偶数月に1回開催している。

(人)

区分	6月	10月	12月	計
職員等	13	17	14	44

(5) アルコール家族ミーティング(「普及啓発」の項に詳細を掲示)

アルコール依存症に関する正しい知識をまず家族が持つこと、家族同士が苦労や悩みを語ることにより家族自身が心身共に健康を回復することを主な目的とし、平成4年1月からアルコール家族教室を開催した。平成6年度からは名称をアルコール家族ミーティングと変更し自由な参加形式をとった。毎月第3金曜日の午後開催している。

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
家族	2	1	4	3	5	4	3	2	5	2	3		34
当事者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	祝	0
関係者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	日	0
計(人)	2	1	4	3	5	4	3	2	5	2	3		34

(6) 酒害相談員活動

昭和50年から酒害問題に関する経験や知識のある者を酒害相談員として酒害相談指導事業に取り組んでいる。本年度は、院内ミーティングを開催している精神科医療機関に酒害相談員の派遣希望調査を行い実施した。また、地区断酒会の強化を図るため、重点地区(大矢野支部、御船支部、矢部支部)を決め、酒害相談員が地区断酒会に参加・助言を行った。

本年度の酒害相談員の活動状況は次のとおりであった。

1) 断酒会等自助グループの育成指導

	支部名	期日(人数)
1	大矢野支部月例会	5 / 24 (20人)
2	御船支部月例会	5 / 10 (5人)
3	矢部支部月例会	4 / 26 (9人)

2) 各病院院内ミーティング等の育成の援助

No.	医療機関名	参加回数	事業名等	参加数
1	明生病院	2回	アルコール症院内ミーティング	30人
2	向陽台病院	1回	〃	9人
3	八代更生病院	1回	〃	41人
4	吉田病院	1回	〃	24人
5	あおば病院	2回	〃	18人
6	くまもと心療病院	2回	〃	21人
7	くまもと悠心病院	2回	〃	11人
合計		11回		154人

10. 思春期精神保健対策事業

センターでは、昭和55年から地域精神保健福祉業務の一環として、思春期精神保健に関する知識の普及や相談指導等の総合的対策を実施することによって、精神発達の途上にある者の精神的健康の保持増進及び適応障害の予防と早期発見を図ることを目的に事業を行っている。

1 事業の内容

思春期における様々な精神保健問題に総合的に取り組み、予防から事後指導にいたる一貫した対策事業を実施した。

平成20年度の事業は次のとおりである。

- (1) 思春期精神保健講座の開催
- (2) 思春期精神保健相談窓口の開設
- (3) 思春期問題関係機関連絡会議の開催
- (4) ひきこもり家族セミナー・ミーティングの開催及びひきこもりデイケアの実施

2 事業の実績

(1) 思春期精神保健講座(「教育研修」の項に研修内容を掲示)

毎年、学校が夏休みの期間に県内の小、中、高等学校・特別支援学校の教職員(養護教諭・担任等)を対象に、思春期に起こりうる様々な問題に対処できるよう講座を開催している。

平成20年度は7月29日から7月31日までの3日間開催し、参加者は77人(延べ229人)であった。

(2) 思春期精神保健相談(再掲)

平成20年度も思春期精神保健窓口を開設し、精神科医師、臨床心理士等が不登校、摂食障害、自傷行為、家庭内暴力等の相談にあたっている。

相談件数は表のとおりである。

思春期精神保健来所相談件数

月別 新男 再女		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
		新規	男	8	1	6	5	5	0	2	3	1	0	1
	女	3	4	1	2	3	1	4	2	2	1	0	0	23
	計	11	5	7	7	8	1	6	5	3	1	1	3	58
継続	男	0	4	7	3	5	5	7	3	7	0	2	2	45
	女	1	3	4	3	2	5	4	5	9	6	3	1	46
	計	1	7	11	6	7	10	11	8	16	6	5	3	91
	計	12	12	18	13	15	11	17	13	19	7	6	6	149

(件)

思春期電話相談件数

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
男	14	26	16	23	6	16	36	15	7	10	17	7	193
女	11	4	16	21	11	10	16	11	7	3	6	8	124
計	25	30	32	44	17	26	52	26	14	13	23	15	317

(件)

(3) 思春期問題関係機関連絡会議

思春期精神保健に関する知識の普及や精神発達の途上にある者の精神的健康の保持増進及び適応障害の予防を早期発見等を図るため、各関係機関が相互理解と連携を深め、思春期精神保健対策を円滑に推進する会議を年1回開催しており、平成20年度の会議内容と参加者は下記のとおりである。

期 日	内 容	話題提供者	参加者数
8.10	話題提供 「子ども外来の活動とこどもの診療における連携・ネットワークについて」	熊本大学附属病院 神経精神科 城野 匡 先生	40機関 40人

(4) 「ひきこもり家族セミナー」の開催

平成12年11月にスタートした「ひきこもり家族セミナー」は、偶数月は「専門家等の講話1時間+家族ミーティング1時間」奇数月は「家族のミーティング2時間」という形で開催している。家族がひきこもりについての理解を深めたり、同じ立場の家族と痛みを共有することで、孤立感を癒す等、家族を支援することを目的としている。

また、平成15年度からの取り組みとして、ひきこもり当事者に講師を依頼することを継続している。これは、「その問題の一番の専門家は当事者である」という考え方に立ったものである。以後、家族セミナーには当事者にも参加していただくこととした。

家族は自分の子供の気持ち等を当事者の声を通し共感し理解を深め、当事者もまたセミナーで見る親の姿から自分の親への理解を深めるといふ具合に、ひきこもり家族セミナーが親と子の相互理解を深める場になってきている。

(平成20年度の話題提供)

回	日 程	題 目	講 師
1	4月16日	ひきこもりについて	精神保健福祉センター 所長 中島 央
2	6月18日	グループワーク体験	くまもと若者サポートステーション 社会福祉士 福原和美
3	8月20日	大分若者自立支援の会 ”ステップ”の活動について	ステップ 副理事長 若菜 洋樹
4	10月15日	熊本市ひきこもり訪問 相談活動を通して	熊本市ひきこもり訪問相談員 畠村 卓
5	12月17日	ひきこもりデイケア活動を通して	ひきこもり経験者 (2名)
6	2月18日	就労体験を通して	ひきこもり経験者 (2名)

月別参加者数(人)

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
参加者	16	6	12	6	14	6	16	7	16	6	9	5	119

(5)「ひきこもりデイケア」の開催

ひきこもり本人の居場所を自宅外に設け、落ち着いた雰囲気での話し合いや仲間作りを促すなど、本人の社会参加の一助となることを目的に、ひきこもり本人を対象としたデイケアを平成13年6月から開始したが、平成16年度からは毎月第1・第2・第4水曜日の午後2時から4時までの2時間(原則)と回数を増やして活動している。今年度は、野外活動として秋に上天草市大矢野町を訪れ、温泉、海の景色、特産物を味わう一日旅行を行った。

「プログラム内容」

所内活動：卓球、カードゲーム、おしゃべり会、パステル画制作、おやつ作りなど

所外活動：ボーリング、パドミントン、カフェめぐり、公園散策、花見、1日旅行など

(月別参加者数)

(人)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
参加者数	12	19	16	23	11	18	17	20	17	14	9	12	188

1 1 . D V対策支援事業

全国的にDV（配偶者等からの暴力）が大きな社会問題になり、本県の女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）に寄せられるDVに関する相談件数も年々増加しているという状況のなかで、本県に於いても「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定し、人権意識高揚のための教育・啓発や、被害者の相談から自立支援までの取り組みなどを総合的かつ効果的に進めているところである。

前述の基本計画に基づき、精神保健福祉センターでは、被害者の自立支援のために（１）DV被害者のカウンセリング及び（２）DV被害者のグループミーティングを実施し、さらに被害者支援の一環としての加害者対策という位置づけで（３）DV加害者カウンセリングを行っている。

1 事業の内容

（１）DV被害者カウンセリング

精神保健福祉相談の枠内で、DV被害者の個別カウンセリングを精神科医師や臨床心理士が担当し実施している。目的は、暴力により支配され続けてきた被害者が、主体性を取りもどし、再び自尊心をもって生きられるようになることを支援することである。

（２）DV被害者グループミーティング

平成16年4月から毎月2回（第1・3木曜日14時～16時）臨床心理士が担当し開催している。目的は、個別カウンセリングと同じであるが、加えて、同じ経験をした仲間とのエンパワーメントにより、被害からの回復を促進することが大きな目的となる。DV被害者支援のなかで、危機介入的アプローチとは異なった長期的展望に立った支援という位置づけで取り組んでいる。

（３）DV加害者カウンセリング

DV被害者が安全な状態で自立できるようにするためには、加害者に対する何らかのアプローチが求められている。そこで、自己の暴力性に悩み、援助を求めている人に対して、精神科医師と臨床心理士が担当し加害者カウンセリングを行っている。

2 事業の実績

（１）DV関係精神保健相談

DV関係来所相談

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
新規	14	2	4	0	2	3	1	2	0	2	0	0	30
継続	6	12	12	11	9	10	10	8	13	10	11	7	119
計	20	14	16	11	11	13	11	10	13	12	11	7	149

（件）

DV関係電話相談

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
新規	2	4	3	1	8	3	4	2	2	0	0	2	31
継続	2	2	1	0	3	1	2	0	1	0	1	0	13
計	4	6	4	1	11	4	6	2	3	0	1	2	44

（件）

（２）DV被害者グループミーティング

（月別参加者数）

（人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人数	6	7	8	7	6	8	5	5	7	5	5	6	75

12. 心の健康づくり推進事業

心の健康づくりは、広く県民を対象として行われる精神的健康の保持・活動である。社会の変化は著しく、ストレスが増大している。しかし、ストレスを緩和するためには重要な役割を果たす家庭や職場等が十分に機能していない面がある。様々な形で「心の不健康」「心の病気」が現代社会の家庭・職場等で広がってきている。センターでは国の指導に基づき、事業の推進に取り組んでいる。

1 事業の内容

心の健康づくりは、広く県民を対象として行われる精神的健康の保持・増進を目的としている。センターでは、国の指導に基づき、昭和60年から心の健康づくり推進事業に取り組み、事業を展開してきた。

- (1) 心の健康づくり連絡会議
- (2) 心の健康づくり講座

2 事業の実績

(1) 心の健康づくり連絡会議

昭和61年度から、心の健康づくり推進事業の円滑な推進を図るため、関係機関との連絡会議を下記内容で平成19年度まで実施してきたが、平成20年度から他機関所管で当センターも参画している「自殺対策推進協議会」や「多重債務問題協議会」で構成員の過半が重複しており、協議内容等も重複するため開催を休止している。

【参 考】

(1) 目 的

県民自らが心の健康に関心を持ち、精神面の健康障害に対処できるよう心の健康づくりを推進するために、指導的に関与している関係機関相互に円滑な連携を図る。

(2) 構 成

行政機関、関係団体、学識経験者で構成。

(3) 内 容

各関係機関の取組と今後の課題、話題提供、意見交換等を実施

(2) 「心の健康づくり講座」研修会（「教育研修」の項に研修内容を掲載）

心の健康づくり推進事業の一環としてボランティア活動を行っている電話カウンセラーと、精神保健福祉ボランティアを対象に、知識の普及、啓発を目的として、定期的な研修会を実施している。平成20年度は5回、述べ202人の参加があった。

13. 薬物関連問題対策事業

(1) 薬物関連問題相談指導

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
来所	新規	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3
	継続	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3
電話	新規	0	1	1	1	1	1	5	0	0	2	0	13
	継続	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	小計	0	1	1	1	1	1	5	1	0	2	0	14
合計	1	2	1	2	1	1	5	1	0	2	0	1	17

(2) 薬物関連問題対策懇話会（薬物問題研修として実施）

No.	期 日	内 容	参加者数
1	9.27	講話「解決志向（ソリューションフォーカストアプローチ）の基礎」 精神保健福祉センター 所長 中島 央	54

(3) 薬物家族教室

月別参加者数

月別	5月	7月	9月	11月	1月	3月	計
家族	2	2	1	6	0	1	12
関係者	4	0	1	1	0	2	8
計(人)	6	2	2	7	0	3	20

14. 自殺対策推進事業

全国の自殺者が3万人を越え、自殺問題は全国的に大きな社会問題となり、自殺対策は自殺の発生やその背景（年齢層、性別、産業構造等）に地域特性があることから、その地域の実態に即した自殺対策を実施することが必要とされている。

本県においても、平成19年度から3カ年厚生労働省の「地域自殺対策推進事業」に取り組むこととし、「広報」「ネットワーク」「地域戦略」「人材育成」「教育」を柱に事業を展開している。

センターでは、その中の「ネットワーク」「人材育成」の位置づけで、自殺問題を考える研修会
自殺予防研修会・遺族支援に関する研修会 自死遺族グループミーティング 自死遺族相談
自殺予防電話相談 等を行っている。

(1) 「自殺問題を考える」研修会（「教育研修」の項に詳細を掲載）

県健康福祉部職員、市町村職員、医療機関職員、産業保健・各相談機関職員等を対象として、自殺予防の観点からリラクゼーション技法や様々なコーピング技法等を習得することを目的に研修会を開催した

(2) 自殺予防研修会・遺族支援に関する研修会（「教育研修」の項に詳細を掲載）

県健康福祉部職員、市町村職員、医療機関職員、産業保健・社会復帰施設他、各相談機関の職員等を対象に、自殺予防・遺族支援に必要な知識を習得することにより地域の自殺予防・遺族支援対策を推進することを目的として研修会を開催した。

(3) 自死遺族グループミーティング（「普及啓発」の項に詳細を掲載）

大切な方を自死で亡くされた方々に対し、悩みや苦しみを分かち合う場を提供するとともに、専門スタッフがご遺族の支援をするミーティングを平成20年度から奇数月の4木曜日に開催している。

(4) 自死遺族相談

自死遺族の個別相談窓口を開設し、専任の心理士が相談にあたっている。（偶数月：第3、4木曜日、奇数月：第3木曜日）

(5) 自殺予防・全国66精神保健福祉センター共同キャンペーン

～九州・沖縄・山口一斉電話相談～

9月10日の世界自殺予防デーから1週間の「自殺予防週間」に合わせ、九州ブロックで共通電話番号を設け、午前9時から午後9時の電話相談を実施した。テレビ、新聞等のマスコミに取り上げてもらうことで、より多くの方々に関心を持っていただく機会となった。

（相談件数 44件）

(参考：自殺予防・全国 66 精神保健福祉センター共同キャンペーン ～九州・沖縄・山口一斉
電話相談～における相談理由)

相談理由（複数回答）	件数
1 気分の落ち込み	22
2 不安が強い・こだわりが強い	9
3 「死にたい（死んだ方が楽だと考える）」（自殺をほのめかす）	16
4 家族関係の悩み・ストレス	8
5 職場関係の悩み・ストレス	4
6 その他人間関係の悩み・ストレス	3
7 介護（育児）疲れ	1
8 現在治療中の病気に関すること	17
9 飲酒に伴う問題	0
10 ギャンブルに伴う問題	1
11 就業に関すること（仕事がない、リストラ等）	4
12 経済問題（収入がない）	3
13 多重債務	2
14 家族、友人の死に関すること（自責の念、後追い等含む）	1
15 その他	6

15 . 精神医療審査会

平成14年度から、法律の改正により、従来本庁で行っていた関連業務を精神保健福祉センターで行っている。

審査会専用の電話を設置し、退院等請求者に対応している。

(1) 報告書等の審査状況

審査項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
審査会開催回数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
措置入院者の定期病状報告書	11	13	5	12	16	7	12	10	9	10	17	8	130
医療保護入院者の定期病状報告書	297	265	188	209	201	197	245	168	244	206	191	361	2,772
医療保護入院の入院届	349	304	205	268	231	307	247	245	256	237	192	418	3,259
合計	657	582	398	489	448	511	504	423	509	453	400	787	6,161

(2) 退院請求等の審査状況

審査項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
退院請求のみ	意見聴取者	4		9	3	5	3	2	1	6	2	3	41
	取り下げ者	2		1	2	2	1	1	1		2	2	16
退院・処遇改善請求	意見聴取者	1				1							2
	取り下げ者						1						1
処遇改善請求のみ	意見聴取者					1	10	1		1			14
	取り下げ者					1			1				2
合計	意見聴取者	5		9	3	7	13	3	1	7	2	3	57
	取り下げ者	2		1	2	3	2	1	2		2	2	19

16 . 自立支援医療及び精神障害者保健福祉手帳判定会

平成14年度から、法律の改正により、自立支援医療費（精神通院）の支給認定及び精神障害者保健福祉手帳の等級判定業務を精神保健福祉センターで行っている。（月2回の開催）

判定件数(平成20年度)

判定項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
自立支援医療申請	2,277	1,528	1,983	1,646	1,739	1,446	1,456	1,611	1,352	1,458	1,815	1,868	20,179
精神障害者保健福祉手帳申請(45条)	267	179	257	212	241	211	198	249	191	243	258	224	2,730
合計	2,544	1,707	2,240	1,858	1,980	1,657	1,654	1,860	1,543	1,701	2,073	2,092	22,909

学会・研究会活動報告

1 熊本アルコール関連問題学会

本会は、熊本県におけるアルコール依存症等の治療に関する研究・研修を目的に、県内のアルコール依存症等の治療の関係職員を会員として、昭和58年に発足し、年1回の学会を開催している。当センターは本会の事務局を担当し、企画・運営に協力している。

平成20年度は、第24回熊本アルコール関連問題学会として、平成20年12月6日に熊本県総合福祉センターにおいて開催した。

1. 総会 13:30～13:45

2. 研究発表 14:45～15:25

Aグループ 座長：緒方 洋(明生病院：精神保健福祉士)

演題1「断酒会院内家族会変化の変化～家族の“はまり”

益城病院 山迫 浩史(精神保健福祉士)

演題2「アルコール依存症と家族教室～7年間の取り組みを振り返る～」

吉田病院 岩本 里樹(看護師)

Bグループ 座長：赤星 香代子(熊本学園大学 教授)

演題3「女性アルコール症者の回復過程について」

菊池有働病院 府内 らん子(看護師)

演題4「いつ気づくかの先に寿命が尽きるかもしれない」

～AL症へ諦めず37回の入退院者へのサポート

菊陽病院 園井 あゆみ(看護師)

演題3「女性ギャンブル依存症者への内観療法の効果」

菊陽病院 江藤 和美(看護師)

3. 学会報告 15:25～15:50

(1) 第18回日本嗜癮行動学会報告 (桜が丘病院 赤木健利 医師)

(2) 第104回日本精神神経学会報告 (益城病院 松永哲夫 医師)

16時00分～17時00分

4. 講演

座長： 赤木 健利 (桜が丘病院：医師)

「生活習慣病予防と飲酒運転防止を目指した飲酒量低減プログラム

—HAPPYプログラム—

国立病院機構肥前精神医療センター 副院長 杠 岳文医師

2 熊本精神科リハビリテーション研究会

本会は、熊本県における精神科リハビリテーションに関する研究・研修を目的に、県内で精神障がい者のリハビリテーションの実践に携わっている関係職員を会員として、平成4年に発足し、年1回の研修会を開催している。当センターは本会の事務局を担当し、企画・運営に協力している。

平成20年度は、第26回熊本精神科リハビリテーション研究会として、平成20年11月15日(土)に当センターにおいて開催した。

1. 総会 13:30~13:50

2. 演題発表 13:50~15:50

発表Aグループ 13:50~15:00

座長 【くまもと心療病院 坂本 亮子(精神保健福祉士)】

演題1 「長期入院患者への退院促進援助～退院準備プログラム活用～」

発表者 明生病院 猿渡 倫子(看護師)

演題2 「長期入院者の退院支援について」

発表者 城山病院 鎌田 善親(精神保健福祉士)

演題3 「生活習慣病予防対策の実際(みどり会発足5年の経過より)」

発表者 八代更生病院 下山 小百合(管理栄養士)

発表Bグループ 15:00~15:50

座長 【ワークショップ八代 木村 伊津子(作業療法士)】

演題4 「地域活動支援センターにおける地域との交流について」

発表者 地域活動支援センターなでしこ

辻 由佳子(精神保健福祉士)

演題5 「当院における発達障害児を抱える家族に対する支援の取組」

発表者 希望ヶ丘病院 下田 健一郎(作業療法士)

(休憩 10分)

3. ミニ講演 16:00~17:00

座長 熊本精神科リハビリテーション研究会長 上田 啓司

講演 「認知行動療法(CBT)を中心としたうつ病デイケアの実践と復職支援」

講師 沖縄県立総合精神保健福祉センター

所長 仲本 晴男 氏

終了 17:00

<資 料>

精神保健福祉センター運営要領

平成 8 年 1 月 1 9 日 健医発第 5 7 号
各都道府県知事・各指定都市市長宛
厚生省保健医療局長通知

注 平成 1 8 年 9 月 2 9 日障発第 0 9 2 9 0 0 0 0 4 号による改正現在

精神保健福祉センター（以下「センター」という。）は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第 6 条に規定されているとおり、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、調査研究を行い、並びに相談及び指導のうち複雑困難なものを行うとともに、精神医療審査会の事務並びに障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項及び法第 4 5 条第 1 項の申請に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行う施設であって、次により都道府県（指定都市を含む。以下同じ。）における精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとして、地域精神保健福祉活動推進の中核となる機能を備えなければならない。

1 センターの目標

センターの目標は、地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助に至るまで、広範囲にわたっている。

この目標を達成するためには、保健所及び市町村が行う精神保健福祉業務が効果的に展開されるよう、積極的に技術指導及び技術援助を行うほか、その他の医療、福祉、労働、教育、産業等の精神保健福祉関係諸機関（以下「関係諸機関」という。）と緊密に連携を図ることが必要である。

2 センターの組織

センターの組織は、原則として総務部門、地域精神保健福祉部門、教育研修部門、調査研究部門、精神保健福祉相談部門、精神医療審査会事務部門及び自立支援医療（精神通院医療）・精神障害者保健福祉手帳判定部門等をもって構成する。

職員の構成については、所長のほか、次の職員を擁することとするが、業務に支障がないときは、職務の共通するものについて他の相談機関等を兼務することも差し支えないこと。

なお、ここで示す職員の構成は、標準的な考え方を示すものである。

医師（精神科の診療に十分な経験を有するものであること。）精神保健福祉士、臨床心理技術者、保健師、看護師、作業療法士、その他センターの業務を行うために必要な職員。

また、その職員のうち精神保健福祉相談員の職を置くよう務めるとともに、所長には、精神保健福祉に造詣の深い医師を充てることが望ましいこと。

3 センターの業務

センターの業務は、企画立案、技術指導及び技術援助、人材育成、普及啓発、調査研究、資料の収集、分析及び提供、精神保健福祉相談、組織の育成、精神医療審査会の審査に関する事務並びに自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定などに大別されるが、それらは極めて密接な関係にあり、これらの業務の総合的な推進によって地域精神保健福祉活動の実践が行われなければならない。

(1) 企画立案

地域精神保健福祉を推進するためには、都道府県精神保健福祉主管部局及び関係諸機関に対し、専門的立場から、社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項等を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等をする。

(2) 技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から、積極的な技術指導及び技術援助を行う。

(3) 人材育成

保健所、市町村、福祉事務所、障害者自立支援法に規定する障害福祉サービスを行う事業所等その他の関係機関等で精神保健福祉業務に従事する職員等に、専門的研修等の人材育成を行い、技術的水準の向上を図る。

(4) 普及啓発

都道府県規模で一般住民に対し、精神保健福祉の知識、精神障害についての正しい知識、精神障害者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行う。

(5) 調査研究

地域精神保健福祉活動の推進並びに精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進等についての調査研究をするとともに、必要な統計及び資料を収集整備し、都道府県、保健所、市町村等が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供する。

(6) 精神保健福祉相談

センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑または困難なものを行う。心の健康相談から、精神医療に係る相談、社会復帰相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期、認知症等の特定相談を含め、精神保健福祉全般の相談を実施する。センターは、これらの事例についての相談指導を行うためには、総合的技術センターとしての立場から適切な対応を行うとともに、必要に応じて関係諸機関の協力を求めるものとする。

(7) 組織育成

地域精神保健福祉の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が必要である。このため、センターは、家族会、患者会、社会復帰事業団体など都道府県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力する。

(8) 精神医療審査会の審査に関する事務

精神医療審査会の開催事務及び審査遂行上必要な調査その他当該審査会の審査に関する事務を行うものとする。

また、法第 38 条の 4 の規定による請求等の受付についても、精神保健福祉センターにおいて行うなど審査の客観性、独立性を確保できる体制を整えるものとする。

(9) 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定

センターは、法第 45 条第 1 項の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定業務及び障害者自立支援法第 52 条第 1 項の規定による自立支援医療（精神通院医療）の支給認定を行うものとする。

4 そ の 他

(1) センターは、診療機能や、デイケア、障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス等のリハビリテーション機能をもつことが望ましい。診療機能及びリハビリテーション機能をもつに際しては、精神医療審査会事務並びに自立支援医療（精神通院医療）費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の判定を行うことから、その判定等が公正に行われるよう、透明性及び公平性の確保に配慮する必要がある。

(2) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 1 5 年法律第 1 1 0 号）による地域社会における処遇については、保護観察所長が定める処遇の実施計画に基づき、地域精神保健福祉業務の一環として実施されるものであり、センターにおいても保護監察所等関係機関相互の連携により必要な対応を行うことが求められる。

(3) その他、センターは、地域の実情に応じ、精神保健福祉の分野における技術的中枢として、必要な業務を行う。

